

議案第5号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金
条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年3月25日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を
改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年滋賀
県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「又は第13条」を「、第13条又は第15条」に、「保険料」を「被保
険者均等割額」に改め、同条第2号中「保険料」を「被保険者均等割額」に改め、同条第
6号中「又は第11条及び後期高齢者医療条例第11条」を「、第11条、第14条又は
第16条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。